



第8回 北台遺跡



今回は、小金井にある北台遺跡を探訪します。北台遺跡は、栃木県の一番南側で確認されている推定東山道跡です。東山道とは奈良・平安時代の幹線道路でした。当時は日本国中が五畿七道に分かれていました。五畿とは、山城・大和・河内・和泉・摂津の都を中心とした近畿地方の中央部です。七道とは、都から全国の国府を結ぶ幹線道路でした。九州から西海道・山陰道・山陽道・南海道・北陸道・東山道・東海道の7つの道がありました。各国はこの街道を中心に、行政区分がされていました。古代下野国（栃木県）は東山道に属していました。古代の官道は駅路とよばれ、当時の決まりによると駅馬の利用をされた役人や公用で旅をする人たちの往来の重要度、頻度などによって、大路・中路・小路にわけられていました。

大路は、外交・対外関係・国防等に重要な山陽道とそれに続く大宰府（福岡県太宰府市）まででした。山陽道について重要な駅路は東海道と東山道でした。この二つの道は蝦夷の征討と東北地方の開拓が中央政府の最大の関心事であったので中路とし、他の駅路は内政上のことで問題はなかったので小路でした。これら七道には原則として30里（約16km 中国における単位(1里 500m)）ごとに駅家（駅）が設けられ、それぞれの駅家には駅馬がおかれました。駅馬は大路の山陽道には20匹、中路には10匹、小路には5匹と決められていました。

駅家とは、公用で往来する役人たちが利用する施設で宿泊・給食の施設や馬小屋（厩舎）などがありました。

下野国内を通過していた東山道について『延喜式』（927年完成）は、駅家として足利・三鴨・田部・衣川・新田・磐上・黒川の7駅に馬10匹と安蘇・都賀・芳賀・塩屋（塩谷）・那須の5郡に伝馬5匹を配したことを記していますが、道はどこを通過していたのかは記していません。

現在、県内で推定東山道と考えられる道路の跡が18箇所確認されています。北台遺跡は、平成6年度の区画整理事業に伴う発掘調査で発見されました。

平成13年度には東山道跡を復元した久保公園として整備がなされ憩いの場になっています。

東山道は東山道諸国（近江国・美濃国・飛騨国・信濃国・上野国・武蔵国（771年に東海道に編入）・下野国・陸奥国・出羽国）の国府を結んだ幹線道路（駅路）である。

問い合わせ先
下野市教育委員会
文化課文化財係
☎52-1120

次回は「下石橋愛宕塚古墳」を探訪します。

栃木税務署からのお知らせです

「確定申告会場は、栃木商工会議所大ホールです」

開設期間 2月5日(月)～4月2日(月)

土・日曜日・祝日は開設していません。

「消費税・地方消費税(個人事業者)の

確定申告と納税は正しくお早めに！」

平成18年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、平成19年4月2日(月)が申告・納付の期限となっています。申告書は自分で書いて送付できるだけお早めに提出してください。申告書は郵便や信書便による送付でも提出することができます。また、自宅やオフィスから、インターネットで申告や納税ができる「e Tax(国税電子申告・納税システム)」も是非ご利用ください。

国税庁ホームページでは、個人の方の確定申告書の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」を開設しています。「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、直接e Taxに送信することもできます(事前手続が必要です)。申告書の作成には是非こちらをご利用ください。

「e Tax(国税電子申告・納税システム)」の詳細につきましては、e Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】またはヘルプデスク(☎0570 015901)でご確認ください。

平成18年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

平成16年分の課税売上高が1千万円を超える事業者

平成16年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成17年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

「振替納税をご利用の皆様へ」

振替納付日について

申告所得税は、4月20日(金)です。

消費税及び地方消費税は、4月26日(木)です。

2～3日前には、預貯金残高をお確かめください。

問い合わせ先 栃木税務署 ☎0282 22 0885